平成２２年（フ）第７０９号
新潟市西区上新栄町２丁目14番27号　ジュネスＡ104号
債務者　三國　正則
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１１号
新潟市東区紫竹６丁目26番18号　野井アパート２号、前住所東京都目黒区大橋２丁目16番23号　大同ビル901
債務者　北上　　正
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１３号
新潟市西区青山２丁目３番29号　第２千代栄ビル101号
債務者　田中　順二
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１５号
新潟市南区東笠巻新田1114番地６　穂波ハイツ105号、前住所新潟市南区大通黄金６丁目５番地９　ハイツ黄金Ｂ－１
債務者　須藤　桂子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１７号
新潟市江南区稲葉１丁目１番39号　松沢アパート11号、前住所新潟市江南区亀田四ツ興野４丁目６番27号
債務者　窪田　トシ
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３８号
新潟市北区早通北５丁目３番48―33号
債務者　阿部かおり
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４５号
新潟県五泉市馬下1742番地
債務者　奥村　喜好
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５２号
新潟市江南区砂岡３丁目３番２号
債務者　山田　邦弘
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５６号
新潟県燕市吉田水道町２番17号
債務者　森山　正弘
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５８号
新潟市中央区笹口１丁目12番地17　ライフ・Ｆ３号
債務者　福田　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６２号
新潟市東区向陽１丁目118番地４
債務者　石山　英洋
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８０号
愛知県一宮市大和町馬引字古宮71番地23
債務者　大橋　珠紀
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１号
愛知県一宮市平和２丁目２番25―405号　ベルマインド平和
債務者　澤村　隆博
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５号
三重県松阪市垣鼻町1313番地６
債務者　川瀬　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１７７２号
京都市中京区神泉苑通三条下る今新在家東町91番地４　ブランバール24　108号
債務者　上坊　典子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３５号
京都市中京区姉小路通堀川東入ル鍛冶町152　サムティ御池京都305号、住民票上の住所京都市右京区西院巽町32番地　ヴィヴァーチェ西院301号
債務者　小林　司男
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３０号
京都市西京区御陵溝浦町35番地１　ドミトリーインテリジェンス314
債務者　木戸　　豊
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係